

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 120)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書		※整理番号	
		※税務署処理欄		※整理番号	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 署)		部 門	
法 人	(フリガナ)	代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所			業 種 番 号	
事業種目				整 理 簿	
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、下記のとおり申請します。 記		※ 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名				
	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の日	年 月 日				
採用しようとする返品率の計算方法					
返品率の計算の基礎となる金額の明細					
返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由					
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印		印			
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

15. 00 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 114)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書		※整理番号	
		※税務署処理欄		※整理番号	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名		整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 署)		部 門	
法 人	(フリガナ)	代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所			業 種 番 号	
事業種目				整 理 簿	
適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法について、法人税法施行令第102条第2項の規定により下記のとおり申請します。 記		※ 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等	法人名				
	納税地				
	代表者氏名				
適格分割等の日	年 月 日				
採用しようとする返品率の計算方法					
返品率の計算の基礎となる金額の明細					
返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由					
(その他参考となるべき事項)					
税理士署名押印		印			
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考

14. 07

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 120)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人又は分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。)を行った場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第102条第1項又は法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後1年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 114)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人が適格分割等(分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人又は分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。)を行った場合において、法人税法施行令第102条第1項の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度開始の日以後1年以内に終了する各事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(3) 「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(4) 「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(5) 「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(3)及び(4)の方法を採用しようとする理由を記載してください。なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>